

## 政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、政務活動費の用途の更なる透明性の確保及び市民等への情報提供の充実を図るため、相模原市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年相模原市条例第1号)第8条に定める収支報告書及びその添付書類(以下「収支報告書等」という。)の相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号)に基づく公開請求手続きを経ることのない閲覧について必要な事項を定めるものとする。

### (閲覧場所)

第2条 閲覧場所は、原則として行政資料コーナーとする。ただし、多人数等の場合には、議会傍聴ロビー等で行うものとする。

### (閲覧時間)

第3条 閲覧時間は、相模原市の執務時間に関する規則(平成元年相模原市規則第28号)第1条に規定する執務時間中とする。ただし、正午から午後1時までを除くものとする。

### (閲覧方法)

第4条 収支報告書等の閲覧を希望するものは、議長に対して収支報告書等閲覧申出書(別記様式)(以下「収支報告書等閲覧申出書」という。)により申し出るものとし、原則議会局受付カウンターにおいて受け付けるものとする。

2 議会局職員は、収支報告書等閲覧申出書に記載されている閲覧を希望する収支報告書等を用意し、申出者とともに閲覧場所に移動し、閲覧終了後には申出者自らが議会局受付カウンターへ返却する旨を説明した後、閲覧させることとする。

3 議会局職員は、返却された収支報告書等について収支報告書等閲覧申出書と照合し、確認するものとする。

### (閲覧文書の保管場所)

第5条 閲覧に供する収支報告書等については、議会局内において保管するものとする。

### (閲覧者の遵守事項)

第6条 閲覧に当たっては、閲覧者は次の事項を遵守しなければならない。

(1) 収支報告書等は、丁寧に取り扱い、破損、汚損又は加筆を行わないこと。

( 2 ) 閲覧時間を遵守すること。

( 3 ) 閲覧場所では、音読、談話、飲食、携帯電話の使用等他者の迷惑となるような行為をしないこと。

( 4 ) その他議会局職員及び行政資料コーナー所管課職員の指示に従うこと。  
( 複写費用 )

第 7 条 収支報告書等の複写に要する費用は、公文書等の複写費用の額(昭和 6 1 年告示第 4 3 号)の例による。

( インターネット公開 )

第 8 条 閲覧によるもののほか、議長は、収支報告書等をインターネットの利用により相模原市議会のホームページにおいて公開する。

( インターネット利用者の遵守事項 )

第 9 条 インターネットの利用により公開された収支報告書等から得た情報を不適正に使用しないこと。

( 使用停止の要請 )

第 1 0 条 議長は、前条の規定に違反して、インターネットの利用により公開された収支報告書等から得た情報を不適正に使用した者に対し、当該情報の不適正な使用の停止を要請することができる。

附 則

( 施行期日 )

1 この要領は、平成 2 1 年 6 月 2 2 日から施行する。

( 対象年度 )

2 この要領は、平成 2 0 年度以降の文書から適用するものとする。

附 則

この要領は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条、第 5 条及び第 6 条の改正規定は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

1 この要領は、平成 3 1 年 3 月 3 1 日から施行する。

( 対象年度 )

2 この要領は、平成 2 9 年度以降の文書から適用するものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

別記様式（第4条関係）

収支報告書等閲覧申出書

整理番号			
閲覧年月日	年 月 日 ( )		
閲覧を希望する 収支報告書等	年 度	年度	
	政務活動費が交付 された会派の名称		
	会派に所属しない 議員名		
	使途基準項目 (支出科目)	すべて 研究研修費 資料購入費 人件費	調査旅費 広報費 事務所費